改正 令和4年4月20日 原規規発第2204205号 原子力規制委員会決定

令和4年4月20日

原子力規制委員会

中深度処分の廃棄物埋設地に関する審査ガイドの一部改正について

中深度処分の廃棄物埋設地に関する審査ガイド(原規規発第 2109292 号)の一部を、別表により改正する。

附則

この規定は、令和4年4月20日から施行する。

改 正 後	改 正 前
<u>第二種廃棄物埋設</u> の廃棄物埋設地に関する審査ガイド	<u>中深度処分</u> の廃棄物埋設地に関する審査ガイド
<u>令和3年9月29日</u> 原子力規制委員会 (最終改正:令和4年 月 日)	

目次	目次
1. 総則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	1. 総則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1.1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	1.1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1.2 適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	1.2 適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
<u>1.3</u> <u>留意事項</u> ・・・・・・・・・・・・・・ <u>1</u>	(新設)
2. 中深度処分に係る廃棄物埋設地・・・・・・・・・・・・・・2	(新設)
<u>2.1</u> 廃棄物埋設地の位置・・・・・・・・・・・・・2	2. 廃棄物埋設地の位置 ・・・・・・・・・・・・・・2
<u>2.1.1</u> 断層等・・・・・・・・・・・・・・・2	<u>2.1.</u> 断層等・・・・・・・・・・・・・・・・2
<u>2.1.2</u> 火山・・・・・・・・・・・・・・・・3	<u>2.2.</u> 火山········
<u>2.1.3</u> 侵食・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	<u>2.3.</u> 侵食・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
<u>2.1.4</u> 鉱物資源及び地熱資源・・・・・・・・・・・・4	<u>2.4.</u> 鉱物資源及び地熱資源・・・・・・・・・・・・4
2.2 廃棄物埋設地の構造及び設備 (保全の措置を必要としない状態に移行	(新設)
<u>する見通しの評価)</u> ・・・・・・・・・・・・・・ <u>6</u>	
2.2.1 廃棄物埋設地と公衆の接近を仮定したシナリオによる評価の実	(新設)
<u>施</u> ・・・・・・・・ <u>6</u>	
<u>2.2.2</u> <u>ボーリングシナリオによる評価の実施・・・・・・・8</u>	(新設)
<u>2.3</u> 廃棄物埋設地の安全設計の策定 ・・・・・・・・・・ <u>12</u>	<u>3.</u> 廃棄物埋設地の安全設計の策定 ・・・・・・・・・ <u>6</u>
3. ピット処分及びトレンチ処分に係る廃棄物埋設地・・・・・・・13	(新設)
3.1 保全の措置を必要としない状態に移行する見通し・・・・・・・13	(新設)
<u>3. 1. 1</u> <u>共通事項</u> ・・・・・・・・・・・・ <u>13</u>	(新設)
<u>3.1.2</u> <u>自然事象シナリオ</u> ・・・・・・・・・・・ <u>14</u>	(新設)
<u>3.1.3</u> <u>人為事象シナリオ</u> ・・・・・・・・・・・ <u>17</u>	(新設)
4. 用語説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>20</u>	4. 用語説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・- 7

1. 総則

1.1 目的

本審査ガイドは、第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第30号。以下「許可基準規則」という。)及び第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(原管廃発第1311277号(平成25年原子力規制委員会決定)。以下「解釈」という。)のうち、許可基準規則第12条(中深度処分に係る廃棄物埋設地)及び第13条(ピット処分又はトレンチ処分に係る廃棄物埋設地)に係る規定への適合性を審査官が判断する際に参考とするためのものであり、審査官による確認の方法の一例を示したものである。

1.2 適用範囲

本審査ガイドは、<u>第二種廃棄物埋設事業の許可に係る廃棄物埋設地</u>の審査に適用される。

1.3 留意事項

<u>本審査ガイドは、最新の科学的・技術的知見や審査経験に応じて適宜見</u> <u>直すこととする。</u>

2. 中深度処分に係る廃棄物埋設地

2.1. 廃棄物埋設地の位置

2.1.1. 断層等

1. 総則

1.1目的

本審査ガイドは、第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第30号。以下「許可基準規則」という。)及び第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(原管廃発第1311277号(平成25年原子力規制委員会決定)。以下「解釈」という。)のうち、許可基準規則第12条(中深度処分に係る廃棄物埋設地)に係る規定への適合性を審査官が判断する際に参考とするためのものであり、審査官による確認の方法の一例を示したものである。

1.2 適用範囲

本審査ガイドは、<u>第二種廃棄物埋設のうち中深度処分に係る事業許可</u>の 審査に適用される。

(新設)

(新設)

2. 廃棄物埋設地の位置

2.1. 断層等

(略)

2.1.2. 火山

(略)

2.1.3. 侵食

(略)

2.1.4. 鉱物資源及び地熱資源

(略)

- 2.2. 廃棄物埋設地の構造及び設備 (保全の措置を必要としない状態に移行する見通しの評価)
- 2.2.1. 廃棄物埋設地と公衆の接近を仮定したシナリオによる評価の実施

【解釈第 12 条 8 一】

一 廃止措置の開始後から数10万年を経過するまでの間において海水準変動に伴う侵食の影響を受けるおそれがある場所に廃棄物埋設地を設置する場合には、廃止措置の開始後から10万年が経過した時点において、放射性廃棄物、人工バリア、土砂その他の廃棄物埋設地に埋設され、又は設置された物が混合したものと公衆との接近を仮定した設定に基づき、評価される公衆の受ける線量が20ミリシーベルト/年を超えないこと。

(略)

2.2. 火山

(略)

2.3. 侵食

(略)

2.4. 鉱物資源及び地熱資源

(略)

(新設)

解釈第 12 条 8 一に規定する評価について、次に掲げるシナリオ (以下 「廃棄物埋設地と公衆の接近を仮定したシナリオ」という。)を踏まえて廃棄物埋設地を構成する坑道 (以下「埋設坑道」という。図 2.1-1 参照) ごとに行われていることを確認する。

(1)評価対象の放射性物質について

・評価対象の放射性物質について、10万年後の廃棄物埋設地に存在する 主なものとして、10万年後の時点で十分減衰しているものを除いた ものが埋設坑道ごとに選定されていること。

(2)「放射性廃棄物、人工バリア、土砂その他の廃棄物埋設地に埋設され、 又は設置された物が混合したもの」の設定の方法について

- ・「放射性廃棄物、人工バリア、土砂その他の廃棄物埋設地に埋設され、 又は設置された物が混合したもの」(以下「混合土壌」という。) について、廃棄物埋設地の構造及び設備を適切に考慮し、次のように設定されていること。
 - 一混合土壌の設定は、埋設坑道ごとに行う。
 - 一混合土壌の範囲は、混合土壌中の放射性物質の放射能濃度が著しく 過小評価されないよう、廃棄物埋設地(即ち放射性廃棄物を埋設す る、掘削された区域)に埋設され、又は設置された物のみを考慮。
 - 一混合土壌の重量は、廃棄物埋設地の構成物である、埋設される廃棄 体、人工バリア、埋戻し材及び埋設坑道の外縁を構成する支保工等 の構造物の重量の総和を設定。
 - -混合土壌中において放射性物質は均一に分布し、保守的に 10 万年 間は埋設坑道の外への漏出はないものと仮定。

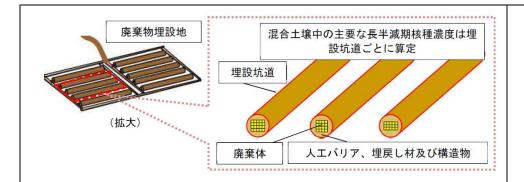


図 2.1-1 複数の埋設坑道から廃棄物埋設地が構成される場合のイメージ

(3)公衆の被ばくに係る評価方法について

- ・公衆の被ばくに係る評価方法について、以下の点を踏まえて設定されていること。
 - 一評価の対象とする公衆は、混合土壌上の家屋等に居住し、その居住者が屋外にいる間に客土を用いない混合土壌に含まれる放射性物質から受ける外部被ばくに加え、その居住者が混合土壌上での農耕作業における粉じん吸入及び農作物の摂取による内部被ばくを仮定(図 2.1-2 参照)。
 - -廃棄物埋設地の設計に依存しない線量換算係数等のパラメータに ついては、自然事象シナリオ (解釈第 12 条 8 二イ) の評価におい て使用するパラメータを準用し設定。

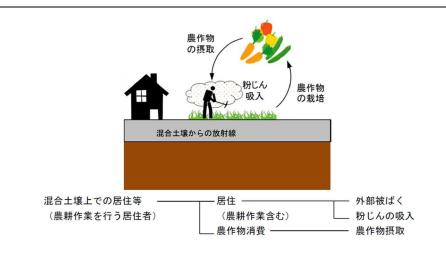


図 2.1-2 混合土壌上での居住等による被ばく状況

2.2.2. ボーリングシナリオによる評価の実施

【許可基準規則の解釈第12条8二口】

ロ ボーリングシナリオ

廃止措置の終了直後における一回の鉛直方向のボーリングによって廃棄物埋設地が損傷し、人工バリア及び第1項第4号に規定する機能と同等の機能を有するものにより区画された領域の放射性物質が漏えいすることを仮定した設定に基づき、評価される公衆の受ける線量が20ミリシーベルト/年を超えないこと。この際、区画別放射能量が最も多くなる区画が損傷するとして評価すること。

ボーリングシナリオ (解釈第12条8二ロ) について、以下の点を踏まえ

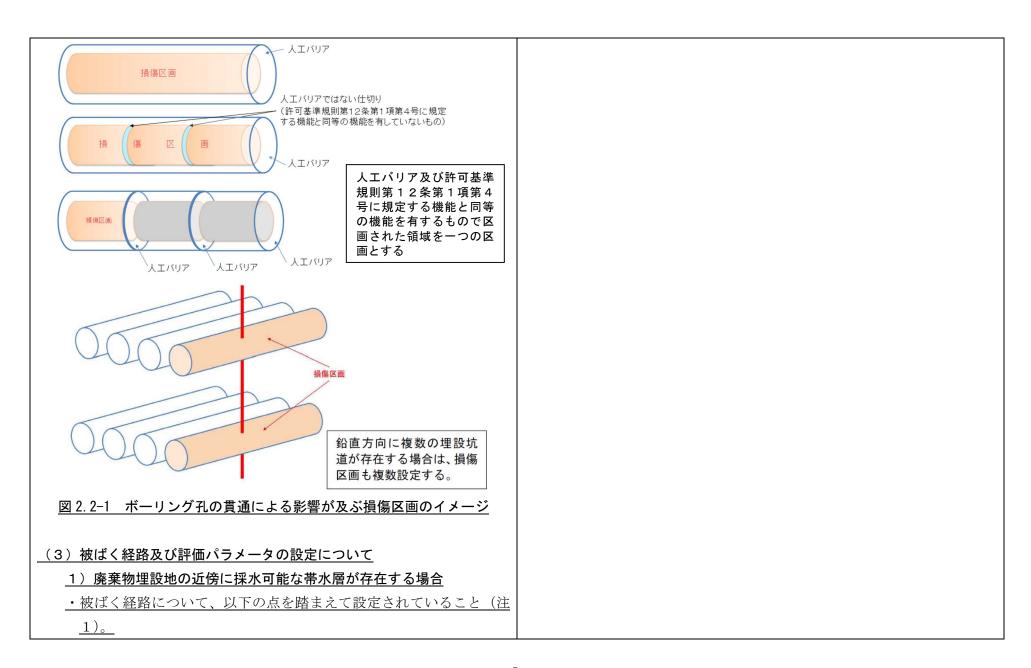
て設定されていることを確認する。

(1)評価対象の放射性物質について

・評価対象の放射性物質について、廃止措置の終了直後において廃棄物 埋設地に存在する主なものとして、自然事象シナリオ(解釈第 12 条 8 二イ)における「主要な放射性物質」が選定されていること。

(2)「区画別放射能量が最も多くなる区画」の設定の方法について

- ・「区画別放射能量が最も多くなる区画」について、以下の点を踏まえて設定されていること。
 - 一地表から鉛直方向に1本のボーリング孔が打たれることを仮定し、ボーリング孔が貫通した区画(以下「損傷区画」という。鉛直方向に複数の埋設坑道が存在する場合で1本のボーリング孔がこれら複数の埋設坑道を貫通する場合は損傷区画の数は複数となることから、これらに含まれる放射能量を足し合わせる必要がある。)に含まれる放射性物質の放射能量が最も多くなる場合の当該損傷区画を選定(図2.2-1参照)。



- <u>ーボーリング孔が廃棄物埋設地を貫通することにより、地下水流動経</u> 路が形成されることを仮定。
- 一地下水流動経路を介して損傷区画から放射性物質が移動した帯水 層への井戸掘削が行われることを仮定し、井戸水利用により公衆が 被ばくすることを仮定(図 2.2-2 参照)。
- ボーリング孔の孔径は、設計時点において一般的なボーリング又は 事業許可に係る地質調査等で用いたボーリングの形状から設定。
- ・損傷区画から帯水層への放射性物質の移動が、次のように設定されていること、又は保守的かつ簡便な設定として、ボーリング孔が貫通した時点で損傷区画に含まれる放射性物質が全て帯水層に移動すると仮定して設定されていることを確認する。
 - 一損傷区画内において損傷を受けた廃棄体による放射性物質の漏出 防止機能は失われ、損傷区画内は帯水層から流入した地下水で冠水 していると仮定。
 - -ボーリング掘削時点における損傷区画内の環境条件を考慮して、損 傷区画内の地下水中に溶存する放射性物質の放射能量を評価。その 際、以下の点を考慮すること。
 - ✓ 損傷区画内の地下水の化学的環境に応じた放射性物質の固液 分配比及び溶解度等
 - ✓ 金属廃棄物からの放射化生成物の溶出率(注2)
- ・井戸水利用について、以下の点を踏まえて設定されていることを確認 する。
 - -帯水層中の放射性物質の放射能濃度は、帯水層の化学的環境に応じ

た放射性物質の固液分配比及び溶解度等を考慮して設定。

<u>ー井戸の取水量及びその利用方法は、廃棄物埋設施設の敷地周辺の地域に存在する井戸の取水量及びその利用方法を参考に設定。</u>

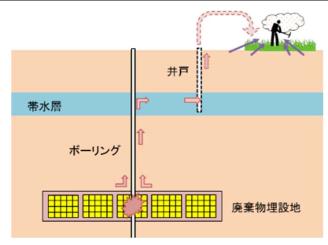


図 2. 2-2 ボーリングシナリオにおける被ばく経路のイメージ

2) 廃棄物埋設地の近傍に採水可能な帯水層が存在しない場合

・損傷区画が生じることを仮定した上で、自然事象シナリオ (解釈第 12 条 8 二イ) の評価が実施されていること。

(注1) 施設の位置、構造及び設備に係る基準としてのボーリングシナリオ の評価において、ボーリング掘削により放射性廃棄物そのものが地 表に運ばれ、掘削の当事者及び周辺公衆が放射性廃棄物と接触する 被ばく経路は設定されている必要はない。その理由は、放射性廃棄 物そのものが地表に運ばれるシナリオの評価結果は、単に埋設した 放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放射能量や濃度で決まり、廃 棄物埋設地の位置や構造に依らないため、施設の設計の妥当性を評 価するための有益な情報を与えないためである。

- (注2) 放射化された金属中の放射化生成物やガラス固化された放射性物質 など、金属等に固溶した状態の放射性物質は、その金属等の腐食や 溶解に伴い液相中に溶出することから、その溶出率は金属等の腐食 速度や溶解速度に律速される。
- <u>2.3.</u> 廃棄物埋設地の安全設計の策定 (略)
- 3. ピット処分及びトレンチ処分に係る廃棄物埋設地
- 3.1. 保全の措置を必要としない状態に移行する見通し
- 3.1.1.共通事項

【許可基準規則第13条第1項第4号】

(ピット処分又はトレンチ処分に係る廃棄物埋設地)

第十三条 ピット処分又はトレンチ処分に係る廃棄物埋設地は、次の 各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

四 前条第一項第五号及び第六号(※)に定めるものであること。

※ (中深度処分に係る廃棄物埋設地)

第十二条 中深度処分に係る廃棄物埋設地は、次の各号に掲げる

3. 廃棄物埋設地の安全設計の策定

(略)

(新設)

要件を満たすものでなければならない。

六 廃止措置の開始までに廃棄物埋設地の保全に関する措置を 必要としない状態に移行する見通しがあるものであること。

【解釈第13条8】

8 第1項第4号に規定する「前条第一項」「第六号に定めるものであること」とは、設計時点における知見に基づき、廃棄物埋設地の基本設計について、次に掲げる各シナリオに基づき、埋設した放射性廃棄物が廃止措置の開始後に公衆に及ぼす影響を評価した結果、それぞれの基準を満たすものであることをいう。

これらの評価は、廃棄物埋設施設の敷地及びその周辺に係る過去 の記録や、現地調査等の最新の科学的・技術的知見に基づき行うこ と。

(1)保全に関する措置を必要としない状態に移行する見通しの評価方法に ついて

廃止措置の開始までに廃棄物埋設地の保全に関する措置を必要としない状態に移行する見通しを得るために実施する、解釈第 13 条 8 に示す各シナリオに基づく埋設した放射性廃棄物が廃止措置の開始後に公衆に及ぼす影響の評価(以下「線量評価」という。)については、埋設する放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類及び量並びに人工バリア、天然バリア及び公衆の生活環境の状態の設定(以下「状態の設定」という。)並びに被ばくに至る経路について確認する。また、これらに基づいて線量評価に用いるパラメータが設定されていることを確認する。

(2) 廃棄物埋設施設の敷地及びその周辺に係る過去の記録や、現地調査等

の最新の科学的・技術的知見

線量評価においては、人工バリア及び天然バリアが有する放射性物質の 移動抑制機能(以下「バリア機能」という。)並びにバリア機能に影響を与 える因子(以下「影響因子」という。例えば、地震や材料の経年劣化)が、 可能な限り申請対象の廃棄物埋設施設の敷地及びその周辺に係る過去の 記録、現地調査並びに最新の科学的・技術的知見に基づいて設定されてい ることを確認する。なお、これらにより設定することが困難な場合には、 申請対象の廃棄物埋設施設及びその周辺に対して適用可能であることが 示されたデータを用いていることを確認する。

(3) 埋設する放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類及び量の設定

埋設する放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類については、放射化計算等により設定されていることを確認する。また、放射能量については、 放射化計算、廃棄物の分析等により、放射性物質の種類ごとに設定されていることを確認する。

3.1.2. 自然事象シナリオ

【解釈第 13 条 8 一】

一 自然事象シナリオ

自然現象による放射性物質の廃棄物埋設地からの漏出、天然バリア中の移動、河川等への移動及び現在の廃棄物埋設地周辺の人の生活様式等を考慮したシナリオ(廃棄物埋設地の掘削を伴うものを除く。)に基づき評価される公衆の受ける線量が、イの最も厳しいシナリオによる評価において300マイクロシーベルト/年を超えず、

ロの最も可能性が高いシナリオによる評価において10マイクロシーベルト/年を超えないこと。この際、同一の事業所内に複数の廃棄物埋設地の設置が予定される場合は、これらいずれの廃棄物埋設地においても、埋設した放射性廃棄物に含まれる主要な放射性物質が廃棄物埋設地の外へ移動するものとして、線量の評価を行うこと。評価の対象とする期間は廃止措置の開始後1000年が経過するまでの期間とすること。なお、当該期間以降において公衆の受ける線量が著しく高くならないことを確認すること。

イ 最も厳しいシナリオ

被ばくに至る経路は、放射性廃棄物に含まれる主要な放射性物質が廃棄物埋設地の外へ移動し、更に天然バリア中を移動して生活環境に至るまでの経路及び生活環境において公衆が被ばくするまでの主要な放射性物質の経路について、科学的に合理的な範囲において最も厳しいものを選定し、人工バリア及び天然バリアの状態に係るパラメータは、科学的に合理的な範囲における組み合わせのうち最も厳しい設定とする。

ロ 最も可能性が高いシナリオ

被ばくに至る経路は、放射性廃棄物に含まれる主要な放射性物質が廃棄物埋設地の外へ移動し、更に天然バリア中を移動して生活環境に至るまでの経路及び生活環境において公衆が被ばくするまでの主要な放射性物質の経路について、最も可能性が高いものを選定し、人工バリア及び天然バリアの状態に係るパラメータは、最も可能性が高い設定とする。ただし、被ばくに至る経路の選定並びに人工バリア及び天然バリアの状態に係るパラメータの設定について、より保守的なものとすることを妨げない。

(1) 状態の設定

線量評価のうち自然事象シナリオにおいては、人工バリア及び天然バリアを構成する材料(以下「バリア材料」という。例えば、難透水性覆土に使用するベントナイト)の物理的・化学的性質(以下「物性」という。例えば、ベントナイトの収着性)の自然現象による変化を考慮してバリア機能の状態が設定されていることを確認する。また、廃棄物埋設地及びその周辺で生活する公衆の生活環境の状態が設定されていることを確認する。

① バリア機能の状態

<u>バリア機能の状態については、以下の点を踏まえて設定されているこ</u>とを確認する。

- <u>イ) バリア材料の物性の変化がバリア機能に与える影響について整</u>理されていること。
- n) バリア材料の物性に対する影響因子が国際 FEP リスト (注3) 等を参考にして申請対象の廃棄物埋設施設の敷地及びその周辺の環境を踏まえて抽出されていること。
- n) ので抽出した影響因子の中から、廃止措置の開始後 1000 年が経過するまでの期間(注4)における発生可能性、影響度、代表性等を考慮してバリア機能に影響を与えると考えられる影響因子が選定されていること。
- 三) ハの選定に当たっては、廃止措置の開始後 1000 年が経過するまでの期間における影響因子の選定の信頼性を高めるために、長期的(例えば、数万年)な変動傾向を把握した上で選定されていること(注5)。

<u>お</u>) ハ)で選定した影響因子によるバリア材料の物性の変化が試験、解析等に基づき設定されていること。

② 公衆の生活環境の状態

公衆の生活環境の状態については、評価対象となる者(注6)及びその者の生活様式が以下の点を踏まえて設定されていることを確認する。

① 現在の廃棄物埋設地周辺の社会環境に基づき、廃棄物埋設地の周辺環境の変化による生活環境への影響(例えば、汽水性の湖沼が淡水性の河川に変わることによる水利用の変化)を考慮したうえで、被ばくの可能性のある水利用及び土地利用に係る人間活動(例えば、放射性物質を含む河川水の利用、廃棄物埋設地跡地の住居利用)が設定されていること。

ここで「現在の」については、最新の統計、調査、文献等(以下 「統計等」という。)に基づいていることを基本とし、過去の統計等 により傾向や特異点の有無等も考慮されていること(以下同じ。)。

- n) イ)で設定した人間活動及び現在の廃棄物埋設地周辺の産業活動 に基づき、評価対象となる者(例えば、農業従事者)及びその被ば くの形態(例えば、放射性物質を含む土壌上での農耕作業による外 部被ばく)が設定されていること。
- <u>n) ので設定した評価対象となる者の生活様式(例えば、農業従事者の放射性物質を含む土壌上での労働時間)が現在の生活様式に基づき設定されていること。</u>

(2)被ばくに至る経路の設定

被ばくに至る経路は、解釈第13条8一に基づき設定されていることを

確認する。

(3) パラメータの設定

パラメータは、解釈第13条8一に基づき設定されていることを確認する。

(4)線量評価結果

「評価の対象とする期間は廃止措置の開始後1000年が経過するまでの期間とすること。なお、当該期間以降において公衆の受ける線量が著しく高くならないことを確認すること。」(解釈第13条8一)については、最も厳しいシナリオ及び最も可能性が高いシナリオのそれぞれについて、次に掲げる①から④の手順で評価されていることを確認する。

- ①線量評価は、廃止措置の開始後 1000 年を越え、最大値(以下「線量ピーク値」という。)が出現するまでの期間の評価が行われていること。ただし、線量ピーク値の出現が廃止措置の開始後 1000 年を超えない場合にあっては、評価する核種のすべての線量ピーク値が出現するまでの期間(最短で廃止措置の開始後 1000 年)又は1万年程度までの期間のいずれか短い期間とする。なお、その際、廃止措置の開始後 1000 年が経過した後の人工バリア及び天然バリアの状態に係るパラメータは、廃止措置の開始後 1000 年が経過した時点におけるパラメータと同じ設定としていること。
- ②上記①の評価の結果、線量ピーク値が出現する時が廃止措置の開始後 1000 年が経過するまでの期間内の場合は下記③であること、線量ピーク値が出現する時が廃止措置の開始後 1000 年が経過した以降であ

る場合は下記④の評価がされていること。

- ③線量ピーク値が最も厳しいシナリオにあっては 300 マイクロシーベルト/年、最も可能性が高いシナリオにあっては 10 マイクロシーベルト/年をそれぞれ超えないこと。
- ④廃止措置の開始後 1000 年が経過するまでの期間内の線量が最も厳しいシナリオにあっては 300 マイクロシーベルト/年、最も可能性が高いシナリオにあっては 10 マイクロシーベルト/年をそれぞれ超えないことを確認する。その上で廃止措置の開始後 1000 年後以降の人工バリア及び天然バリアの状態に係るパラメータの設定を以下のとおりとして、改めて線量評価を行い、その結果、線量ピーク値が「最も厳しいシナリオ」にあってはおおよそ1ミリシーベルト/年以内であること、「最も可能性が高いシナリオ」にあってはおおよそ 100 マイクロシーベルト/年以内であること (注7)。ただし、評価結果の解釈第13条8 「当該期間(廃止措置の開始後 1000 年後)以降において公衆の受ける線量が著しく高くならないこと」への適合性は、その評価方法や評価シナリオが有する保守性や不確実性等を総合的に考慮した上で判断すること。
 - (1) 最も厳しいシナリオの評価については、廃止措置の開始後 1000 年が経過した後の人工バリアの状態に係るパラメータの設定を人 エバリアの機能が喪失する、又はその性能が著しく低下すると仮定 した設定とすること。
 - n) 最も可能性が高いシナリオの評価については、廃止措置の開始後 1000 年が経過した後の人工バリアの状態に係るパラメータの設定 を解釈第 13 条 8 一イにいう「科学的に合理的な範囲における組み 合わせのうち最も厳しい設定」と同じ設定にした場合と、同期間に

おける天然バリアの状態に係るパラメータの設定を人工バリアと 同様に解釈第 13 条 8 一イにいう「科学的に合理的な範囲における 組み合わせのうち最も厳しい設定」と同じ設定にした場合のそれぞ れについて評価を行うこと。

- (注3) IAEA、OECD/NEA 等が発行している、Feature (特性)、Event (事象)、Process (プロセス) の相互関係をリスト化したもの。
- (注4) バリア機能の状態は、当該機能を期待する期間に応じて設定される ことを確認する。例えば、人工バリアのバリア機能を期待する期間 が 50~100 年程度の場合には、それ以降については当該機能が失わ れた状態を設定してもよい。このように、実質的に設定されるバリ ア機能の状態の期間は、一律 1000 年後までの期間というものでは ない。
- (注5) 設定の信頼性を高めるためには、評価の対象とする期間のみを考慮して設定するのではなく、より長期的な評価を行い長期的な変動傾向や値のばらつきの程度を把握したうえで評価の対象とする期間の値を設定する必要がある。例えば、気温は数万年オーダーで変動することから、1000年の設定の信頼性を高めるために、数万年の気温の変動傾向を把握したうえで、1000年間における気温変動を設定する。
- (注6)最も厳しいシナリオは線量拘束値である 300 マイクロシーベルト/ 年を超えないことを確認するためのものであることを踏まえ、社会

の中で最も大きな被ばくを受ける集団を代表する個人を設定する。 最も可能性が高いシナリオは 10 マイクロシーベルト/年を超えないことをもって、十分に最適化がなされているものとみなすことができる低い線量であることを確認するためのものであることを踏まえ、社会の中で平均的な被ばくを受ける集団を代表する個人を設定する。

(注7)

【最も厳しいシナリオにおける「おおよそ1ミリシーベルト/年以内であること」の考え方について】

1000 年後以降における人工バリアの状態に係るパラメータの設定を「最も厳しいシナリオ」の設定よりも保守的な「人工バリアの機能が喪失する、又はその性能が著しく低下すると仮定」した設定とすることから、線量の水準としては、1000 年後までの期間の「最も厳しいシナリオ」の線量基準である 300 マイクロシーベルト/年よりも大きい値を参考とすることが適当と考えられる。

また、1000年後までの期間における「最も厳しいシナリオ」の人工バリアの状態に係るパラメータの設定には既に大きな保守性が見込まれていることも考えられる。その場合、1000年後までの期間と1000年後以降における人工バリアの状態に係るパラメータ設定の保守性の程度に大きな差はない。

このような場合を踏まえると、1000 年後までの期間における線量基準である 300 マイクロシーベルト/年に比べて著しく大きな値を参考とすることは適当でないと考えられる。

以上を踏まえて、「おおよそ1ミリシーベルト/年以内であること」

を確認することとする。

【最も可能性が高いシナリオにおける「おおよそ 100 マイクロシーベルト /年以内であること」の考え方について】

1000 年後以降における人工バリア又は天然バリアの状態に係るパラメータのいずれかを、1000 年後までの期間における「最も厳しいシナリオ」と同じ設定とすることから、線量の水準としては、「最も可能性が高いシナリオ」の線量基準である 10 マイクロシーベルト/年よりは大きく、「最も厳しいシナリオ」の線量基準である 300 マイクロシーベルト/年よりは小さい値を参考とすることが適当と考えられる。

<u>以上を踏まえて、「おおよそ 100 マイクロシーベルト/年以内である</u> こと」を確認することとする。

3.1.3. 人為事象シナリオ

【解釈第 13 条 8 二】

二 人為事象シナリオ

廃止措置の終了直後における廃棄物埋設地の掘削を伴う土地利用を考慮したシナリオに基づき、評価される公衆(廃棄物埋設地の掘削を行う者及び掘削された廃棄物埋設地の土地利用を行う者に限る。)の受ける線量が、ピット処分にあっては1ミリシーベルト/年、トレンチ処分にあっては300マイクロシーベルト/年をそれぞれ超えないこと。ただし、外周仕切設備等と同等の掘削抵抗性を有する設備を設置したトレンチ処分にあっては1ミリシーベルト/年を超えないこと。このシナリオにおける被ばくに至る経路は、現在の廃棄物埋

設地周辺における一般的な地下利用を含む土地利用を考慮した現実的なものを選定することとし、廃止措置の終了までの間における廃棄物埋設地からの放射性物質の漏出はないものとする。掘削された廃棄物埋設地の土地利用を行う者の評価においては、廃止措置の終了後における天然バリアの状態及び人工バリアのうち掘削されていない部分の状態に係るパラメータは最も可能性が高い設定とし、現在の廃棄物埋設地周辺の人の生活様式等を考慮する。ただし、被ばくに至る経路の選定並びに天然バリアの状態及び人工バリアのうち掘削されていない部分の状態に係るパラメータの設定について、より保守的なものとすることを妨げない。第2項が適用される場合には、本シナリオによる評価は要しない。

(1) 状態の設定

線量評価のうち人為事象シナリオにおいては、廃止措置の終了直後における廃棄物埋設地の掘削を伴う土地利用を考慮してバリア機能の状態が設定されていることを確認する。また、公衆として廃棄物埋設地の掘削を行う者及び掘削された廃棄物埋設地の土地利用を行う者の生活環境の状態が設定されていることを確認する。

① 人工バリアの機能の状態

人工バリアの機能の状態については、以下の点を踏まえて設定されていることを確認する。

(1) 廃棄物埋設地周辺で行われている現在の建設の規模を踏まえて 設定する廃棄物埋設地の掘削面積及び深さ(以下「掘削規模」とい う。) に基づいて、廃棄物埋設地の掘削による人工バリアの損傷の 程度が設定されていること。

- n) 掘削によって埋設された放射性廃棄物、土砂その他の廃棄物埋設地に埋設する物が混合したもの(以下「掘削土壌」という。)の放射性物質濃度について、廃棄物埋設地の構造及び掘削規模を考慮して設定されていること。
- <u>n) 放射性物質の移動を抑制する人工バリアの機能について、掘削の影響を受ける範囲が考慮され、当該範囲の透水係数が周辺土壌と同</u>程度に設定されていること。

② 天然バリアの機能の状態

天然バリアの機能の状態については、3.1.2.自然事象シナリオの(1) ①バリア機能の状態と同様の方法で廃止措置の開始直後の状態が設定 されていることを確認する。

③ 公衆の生活環境の状態

公衆の生活環境の状態については、廃棄物埋設地の掘削を行う者及び 掘削された廃棄物埋設地の土地利用を行う者のそれぞれの生活様式が 以下の点を踏まえて設定されていることを確認する。

- (1) 廃棄物埋設地の掘削を行う者については、現在の建設技術を踏ま えて、作業期間が設定されていること。なお、廃棄物埋設地の掘削 を行う者については、廃棄物埋設地への居住及び放射性物質を含ん だ食品の摂取は考慮されていなくてもよい。
- p) 掘削された廃棄物埋設地の土地利用を行う者については、廃棄物 埋設地に埋め戻された掘削土壌上に生活することを想定し、その生 活様式は3.1.2.自然事象シナリオの(1)②ハの状態と同様に設定

されていること。

(2)被ばくに至る経路の設定

<u>被ばくに至る経路は、解釈第13条8二に基づき設定されていることを</u> 確認する。

(3) パラメータの設定

パラメータは、解釈第13条8二に基づき設定されていることを確認する。

(4)線量評価結果

線量評価結果は、解釈第 13 条 8 二に示す線量基準を満足していること を確認する。

その際、解釈第 13 条 8 二において「外周仕切設備等と同等の掘削抵抗性を有する設備」の設置を考慮して評価する場合には、掘削した際に人工構造物が埋設されていることが認識でき、かつ、一般的な工作物では相当程度掘削が困難である設備が設置されていることを確認する。このような設備としては、日本原燃株式会社廃棄物埋設事業(平成 2 年 11 月 15 日付け許可並びに平成 10 年 10 月 8 日及び令和 3 年 7 月 21 日付け変更許可)のピット処分での外周仕切設備の厚さやピットの設置深さ等が参考となる。

4. 用語説明

○廃棄物埋設地

・中深度処分の廃棄物埋設地は、放射性廃棄物を埋設する、掘削された

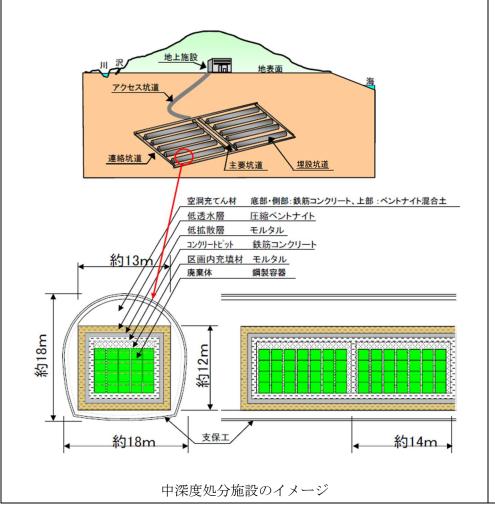
4. 用語説明

○廃棄物埋設地

・中深度処分の廃棄物埋設地は、放射性廃棄物を埋設する、掘削された



・<u>下図のように</u>、一つの廃棄物埋設施設において複数の<u>埋設坑道</u>が存在 する場合がある。



区域をいう。

・<u>当該区域は下図における「埋設空洞」に該当し、下図のように</u>、一つ の廃棄物埋設施設において複数の「埋設空洞」が存在する場合がある。

